徳島県監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、平成25年度の 定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月12日

徳島県監査委員	西		正	$\overline{}$
同	JII	村	廣	道
同	原		孝	仁
同	丸	若	祐	$\vec{-}$
同	岸	本	泰	治

1 監査対象機関及び監査年月日

別表に記載のとおりである。

2 監査の結果

改善を要するものは,次のとおりである。

(1) 支出事務で適切でないもの

く城ノ内中学校>く城ノ内高等学校>

物品調達事務について,不適切な事務処理が認められた。今後,組織的な確認を徹底し, 適正な物品調達事務の執行を確保する必要がある。

<国府支援学校>

特別支援教育就学奨励費の算定及び支給手続きについて,不適切な事務処理が認められた。今後,組織的な確認を徹底し,適正な事務の執行を確保する必要がある。

(2) 契約事務で適切でないもの

<国府支援学校>

委託契約について,契約事務規則等を逸脱した不適切な事務処理が認められた。今後, 組織的な確認を徹底し,適正な事務の執行を確保する必要がある。

3 監査委員の要望意見

監査の結果は以上のとおりであるが、併せて、次の意見を付す。

- (1) 給与等に関する事務処理に多くの誤りが見受けられることから、チェック体制の強化を図ること。特に、現金収入や手当関係の事務処理における所属内の確認を徹底すること。
- (2) 契約事務については、その必要性や効果を適切に判断するとともに、チェック体制を見直し、法令遵守を徹底するなど、事務の正確性を確保すること。また、随意契約については前例にとらわれず積極的に見直しを行い、競争原理の導入に努めること。

監 査 対 象 機 関	監査年月日
城東高等学校	平成26年 1月 9日
城北高等学校	<i>II</i>
鳴門渦潮高等学校	IJ
鳴門高等学校	IJ
川島中学校	平成26年 1月10日
川島高等学校	IJ
吉野川高等学校	IJ
小松島高等学校	平成26年 1月14日
徳島商業高等学校	II
三好高等学校	平成26年 1月15日
辻高等学校	n
富岡東中学校	平成26年 1月16日
富岡東高等学校	n,
阿南支援学校	<i>"</i>
貞光工業高等学校	平成26年 1月17日
美馬商業高等学校	II
阿波西高等学校	<i>II</i>
阿波高等学校	
池田高等学校	平成26年 1月27日
池田支援学校	
鴨島支援学校 板野支援学校	平成26年 1月30日
放野又按子校 二十一世紀館	" 平成 2 6 年 1 月 3 1 日
- 「	一块。20年 1万31日
新野高等学校	" 平成 2 6 年 2 月 3 日
阿南工業高等学校	"
総合教育センター	平成26年 2月17日
城ノ内中学校	"
城南高等学校	<i>II</i>
城ノ内高等学校	IJ
徳島北高等学校	II.
城西高等学校	<i>II</i>
徳島科学技術高等学校	n
徳島中央高等学校	n
小松島西高等学校	<i>II</i>
富岡西高等学校	<i>II</i>
那賀高等学校	IJ
海部高等学校	IJ
板野高等学校	n
名西高等学校	IJ
穴吹高等学校	IJ

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
脇町高等学校	平成 2 6 年 2 月 1 7 日
盲学校	"
聾学校	"
国府支援学校	"
ひのみね支援学校	"